

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

「朝日町国土強靱化地域計画（案）」パブリックコメントを募集します

町では、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に関する国土強靱化法」第13条に基づき、今後想定される大規模自然災害から町民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、朝日町国土強靱化地域計画の策定を進めています。

この計画（案）を公表するとともに、町民の皆さんから広くご意見をいただきたく、パブリックコメントを実施します。

▶**募集期間** 2月17日（水）～2月26日（金）

▶**閲覧方法**

町ホームページ、役場2階 総務課、西・北部公民館

▶**意見を提出できる方**

- ①町内に住所を有する方
- ②町内に事務所または事業所を有する個人、法人及びその他の団体
- ③町内に存在する事務所または事業所に勤務する方
- ④パブリックコメントにかかる事案に利害関係を有する方

▶**意見の提出方法**

所定の様式に必要事項を記入し、直接または郵送、ファックス、電子メールで提出してください。様式は、役場総務課、西・北部公民館で取得、または町ホームページからダウンロードできます。

①郵送または持参

〒990-1442 朝日町大字宮宿 1115 番地
朝日町役場 総務課 危機管理係

②ファックス 67-2117

③メール bousai@town.asahi.yamagata.jp

▶**提出された意見の公表**

- ・提出された意見は、意見に対する町の考え方とともに、後日、町ホームページなどで公表します。ただし、提出者の個人情報公表しません。
- ・個々の意見に対しては、直接回答しませんので、あらかじめご了承ください。

▶**問合せ先** 総務課 危機管理係 ☎67-2111

町補助事業（新型コロナウイルス対策関連）の申請はお済ですか

新型コロナウイルス感染症対策関連で実施している以下の町補助事業について、申請期限が迫っています。該当する事業者の方は、期限までに申請をお願いします。

○**対象事業**

①**雇用調整助成金（町上乗せ）**

▶**内容**

雇用調整助成金等に係る町上乗せ助成

②**雇用調整助成金申請手続き支援事業補助金**

▶**内容**

雇用調整助成金等の支給申請に係る社労士等への事務代行費用に対し補助

③**休業事業主社会保険料等支援助成金**

雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業所に対し、社会保険料等に対する事業主負担へ一部助成

▶**申請期限**

国の雇用調整助成金等の支給対象期間が令和2年12月31日までの分

①及び③は、3月15日締切

②は2月26日締切

▶**申請・問合せ先**

総合産業課 商工観光係 ☎67-2113

お知らせ板発行及び原稿の締め切りについて

お知らせ板は、原則として毎月1日・16日の月2回発行です。
掲載を希望する場合には、発行日の9日前までに原稿の提出をお願いします。

▶問合せ先 政策推進課 広報ブランド係 ☎67-2112

3月は自殺対策強化月間です

○こころの健康相談統一ダイヤル

▶受付期間

3月1日(月)～7日(日)
午前9時～午後5時

▶相談ダイヤル

☎0570-064-556

※ PHS 電話、IP 電話、プリペイド式携帯電話、列車公衆電話、海外からは接続できません。

※「心の健康相談ダイヤル(☎023-631-7060)」でも相談を受け付けています。

▶その他

自殺予防週間以外は、月曜日から金曜日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで相談を受け付けています。(祝祭日・年末年始を除く)

○自死遺族相談

▶個別相談

精神科医師による個別相談(予約制)

▶集い

亡くされた方同士のわかち合い(月1回)

※電話で下記へ申込みください。秘密は厳守します。

▶申込み・問合せ先

県精神保健福祉センター

☎023-674-0139

国民年金付加保険料制度について

付加保険料制度は、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料(月々400円)を納めることにより、老齢基礎年金に不可年金が上乗せされる制度です。

付加保険料を納めるためには、申込みが必要であり、申込みをした月分から付加保険料を納めることになります。希望する方はご連絡ください。

▶問合せ先

寒河江年金事務所 国民年金課

☎84-2551(自動音声案内5)

税務町民課 住民生活係

☎67-2119

山形直行バスの運行時刻が変わります

山形直行バスの往路の運行時刻が、3月1日(月)より冬期時刻から通常時刻に変わります。

なお、復路便(朝日町行き)は変更ありませんのでご注意ください。

▶運行時刻表

往 路 (朝日町→山形市)			
バス停留所		変更前時刻	変更後時刻
乗車専用	太郎公民館	6:23	6:33
	太郎	6:24	6:34
	新崩	6:25	6:35
	水口	6:26	6:36
	西小前	6:26	6:36
	発電所前	6:27	6:37
	農協支所前	6:28	6:38
	双葉住宅団地前	6:28	6:38
	西船渡	6:29	6:39
	助ノ巻	6:30	6:40
	西町	6:31	6:41
	朝日町役場前	6:32	6:42
	本町	6:33	6:43
	大町	6:34	6:44
	小学校前	6:35	6:45
	前田沢	6:35	6:45
	朝日中前	6:36	6:46
	四ノ沢	6:37	6:47
	古楨	6:39	6:49
中堀	6:39	6:49	
送橋警備所前	6:40	6:50	
降車専用	山辺高校前	7:08	7:15
	山本学園前	7:25	7:30
	山形商業前	7:28	7:33
	山形駅西口	7:32	7:35
	山形市役所前	7:48	7:48
	城北高校前	7:57	7:57
北山形駅	8:00	8:00	

▶問合せ先

政策推進課 地域振興係

☎67-2112



住所を異動する方は届け出が必要です

入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動する方は、市区町村窓口での「正確な住所の届出」が必要です。国民健康保険及び国民年金の資格確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。忘れずに届けましょう。

▶他の市区町村に転出・転入する場合

- ①引越し前の市区町村で、転出前に転出届を提出して転出証明書を受け取る。
- ②引越し先の市区町村で、転入した日から14日以内に、転出証明書を添えて転入届を提出。

▶同一の市区町村内で転居する場合

住んでいる市区町村で、転居した日から14日以内に転居届を提出。

※届け出の際に本人確認を行いますので、写真付きのマイナンバーカード、または運転免許証等を持参ください。

※転出届は郵送でも行うことができます。詳細は問合わせください。

▶問合せ先

税務町民課 住民生活係 ☎67-2119

年金生活者支援給付金制度のお知らせ

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。

▶対象となる方（各区分の要件をすべて満たす方）

- 老齢基礎年金を受給している方
 - ・65歳以上である
 - ・世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
 - ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である
- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
 - ・前年の所得額が約462万円以下である

▶請求手続き

- ①新たに年金生活者支援給付金を受給する方
 - ・対象者には、日本年金機構からお知らせを送付しています。

・同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。

②年金を受給しはじめる方

・年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありませんのでご注意ください。

▶問合せ先

ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165（ナビダイヤル）
税務町民課 住民生活係
☎67-2119

ぼんぼりを作りながら楽しく婚活しませんか？

月山和紙を使ったぼんぼりをつくりながら、楽しく男女の交流をしてみませんか。初対面の方やコミュニケーションが苦手な方でも、共通の体験を通して楽しく交流ができます。

- ▶日時 3月13日（土）午後2時～午後5時30分
- ▶場所 天童最上川温泉 ゆびあ
（天童市大字藤内新田1620番地1）

▶対象者

県内在住の概ね30～45歳の独身男女 各5名

▶参加費 男性：2,000円 女性：1,000円

※新型コロナウイルスの影響により、中止となる場合があります。詳細は問合わせください。

▶申込み・問合せ先

村山総合支庁 子ども家庭支援課
☎023-627-1151
FAX 023-627-1139
メール bonbori2021@pref.yamagata.jp

令和3年度 朝日町奨学生の募集

令和3年度に高等学校・大学等に進学される方で、朝日町奨学金の貸与を希望する奨学生を募集します。

▶奨学金貸与月額・募集人員

区分	貸与月額	募集人員
高等学校	2万円以内	8人
大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(高等・専門)	4万円以内	

▶応募資格

町内に在住し、学業・人物とも優良で、向学心に溢れ、かつ健康であって、学資の支弁が困難(※)と認められる方。

※学資の支弁が困難な程度は、就学先、家族構成により所得基準額が異なります。

▶奨学金返還等

奨学金は無利子です。返還期間は卒業後1年据置き、100万円以内の場合は8年以内、100万円を超える場合は15年以内となります。

※借用に係る連帯保証人は、父母等保護者のうち1名と生計の異なる父母等親族以外の方1名の計2名が必要です。

▶応募方法

「奨学金貸与申請書」に関係書類を添え、5月11日(火)まで応募してください。ご不明な点、詳細等は問合せください。

▶申請書請求・問合せ先

教育文化課 学校教育係 ☎67-3302

山形県飲食業等緊急支援給付金について

県では、新型コロナウイルス感染者の急増による自粛ムードの広がりから、これまでになく厳しい経営状況にある、酒類を提供する夜間営業の飲食店等に対して、事業継続できるよう県独自の給付金を緊急に給付します。

▶対象事業者

- ①酒類を提供する夜間営業の飲食店
- ②運転代行業

▶給付額

1事業者あたり20万円
(県内で複数店舗を経営する事業者、単独店舗でも従業員数が6名以上の事業者は30万円)

▶対象要件

- ①県内に本社または本店を置く中小企業・小規模事業者及び個人事業主
- ②通常営業で午後9時以降も営業していること(飲食店の場合)
- ③酒類を提供していること(飲食店の場合)
- ④10月、11月、12月いずれかの売上が前年同月比で30%以上減少したこと
- ⑤新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインによる対策を実施していること
- ⑥今後も事業を継続すること

▶申請方法

村山総合支庁地域産業経済課へ郵送
(送付先：〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68)

▶受付期限 2月26日(金) 必着

※詳細内容や提出書類等については、県ホームページをご覧ください。

▶問合せ先

山形県飲食業等緊急支援給付金コールセンター
☎0120-120-472 (フリーダイヤル)
開設期間 令和3年1月4日～(土日祝日含む)
受付時間 午前8時30分～午後5時30分